

武蔵小杉周辺都市景観形成地区の「景観計画特定地区」の指定等 に対する意見の募集について

■ 目 的

武蔵小杉周辺都市景観形成地区を景観計画特定地区に指定するとともに、都市景観形成地区外の開発予定地域についても、新設する景観計画特定地区に含めます。

それにあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見を募集します。

■意見の募集期間

平成24年12月27日（木）から平成25年1月31日（木）まで ※当日必着

■素案の閲覧場所

- 1 川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課
 - 2 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー
 - 3 中原市民館
- ※ ホームページでも内容をご覧いただけます。

■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「まちづくり局 計画部景観・まちづくり支援課」に提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所隣り明治安田生命ビル7階）
- (3) FAX 044-200-0984
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、平成25年3月下旬頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。
- 3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。（個人、団体を問いません）。

■お問い合わせ

川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 電話044-200-3022

1 武蔵小杉周辺地区における景観形成の経緯

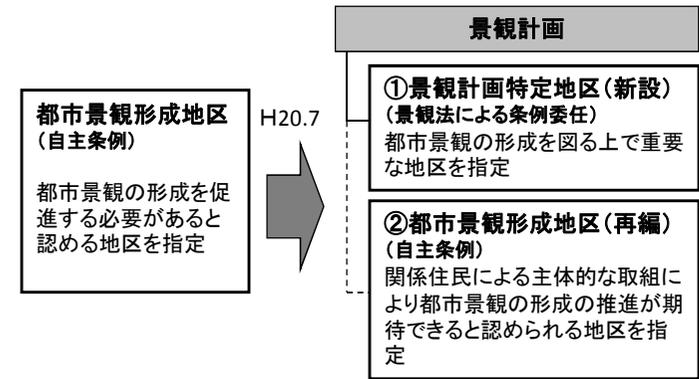
(1)景観法施行前

- 本市では、自主条例として平成7年4月に「都市景観条例」を施行し、都市景観の形成を促進する必要があると認められる地区を指定する「都市景観形成地区」等により、景観施策への取組みを開始した。
- 武蔵小杉周辺地区については、平成16年頃から大規模開発が本格化してきたことから、この新たな都市景観が創られていくタイミングを捉えた、景観形成のルールを策定する必要性により、平成17年7月に都市景観形成地区に指定した。

(2)景観法施行後

- 「景観」に関する総合的な法律として、平成17年6月に景観法が施行され、本市においても、景観法の規定(届出、変更命令、罰則等)を活用することで、施策の実効性を高める必要があると考え、景観法に基づく「景観計画」の策定についての検討を開始した。
- 平成20年7月には、川崎市景観計画及び改正都市景観条例(景観法委任規定を追加)を施行した。

「都市景観形成地区」について、
 「①再開発に伴う大規模な面整備にあわせて都市景観の形成を図る場合」
 「②住民発意・主体で都市景観の形成を図る場合」の2つのパターンに分け、それぞれに適した制度設計とするため、①を対象とした「景観計画特定地区」と、②を対象とした「都市景観形成地区」の2つの制度に再編



- 景観計画では、広域拠点等は、順次、景観計画に基づく「景観計画特定地区」に指定し、市が主体的に都市景観の形成を図っていくこととしており、平成20年7月には、「川崎駅西口大宮町地区」、「新百合丘駅周辺地区」を、平成23年10月には、「川崎駅周辺地区」を景観計画特定地区に指定した。

3 今後の予定

- 平成25年4～6月頃 都市計画審議会、屋外広告物審議会、都市景観審議会への諮問等
- 平成25年7月頃 景観計画特定地区の指定の告示
- 平成25年10月頃 武蔵小杉周辺景観計画特定地区としての施行
屋外広告物条例規則の施行

2 武蔵小杉周辺地区における景観形成の考え方



(1)都市計画マスタープラン「武蔵小杉周辺地区まちづくり推進地域構想」に位置付けられている、街の骨格としての「軸」の考え方を整理し、建物用途等を考慮しながら、景観形成の方針として改めて位置付ける。

ものづくりの軸沿いのゾーン:「新しさ」「軽快感」等のものづくりに必要な豊かな感性がもたらす「端正で洗練された街並み」
 ぐらしの軸沿いのゾーン:「暖かみ」「落ち着き」等の都市型住宅の住環境として求められる「暖かみと安らぎのある街並み」
 商業・賑わい軸沿いのゾーン:「賑わい」「アクティビティ」等の人々の交流による「賑わいと快適さを感じられる街並み」
 シブICK軸沿いのゾーン:「交流」「共生」等の多様な建築物が調和し、様々な人々が集う「親しみと落ち着きのある街並み」

(2)軸沿いの景観形成方針を受け、地区ごとに目指すべき街なみをより具体化して、地区の景観形成の方針として定める。なお、既に都市景観形成地区に定められている地区については、同一の内容で景観計画特定地区の方針として移行する。

地区	景観形成の方針
① 中丸子地区	「ぐらしの軸」の連続性に配慮し、暖かみや安らぎを感じられる回遊性の高いオープンスペースの確保
② 研究開発・ものづくり地区	幾何学性と規則性を有し、ヒューマンスケールに配慮した街なみ等
③ 武蔵小杉駅横須賀線口北地区・南地区	「軸」の結節点にふさわしい、暖かさや端正さを兼ね備えた街並みの形成
④ グランド地区	駅前広場や通りとの一体感が感じられ、緑豊かな回遊空間の創出等
⑤ 武蔵小杉駅南口地区	東・西街区:東街区は「ぐらしの軸」、西街区は「シブICK軸」を踏まえ、暖かみと安らぎ、親しみと落ち着きが調和し一体感の形成等 東急武蔵小杉駅:街の玄関口にふさわしい賑わいと潤いある交流空間の形成等
① 新丸子東3丁目北部地区	交通の核の一翼を担う、街の玄関口にふさわしいアイストップの形成、業務・都市型住居機能が連続したゆとりと安らぎの醸成等
② 中丸子東部地区	隣接の高層住宅からのなだらかなスカイラインの形成と、「ぐらしの軸」のコンセプトを踏まえた落ち着いた中低層の街並みの創出等
③ 小杉町3丁目中央地区	「シブICK軸」と「商業・賑わい軸」の結節点として活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合等
④ 新丸子東3丁目南部地区	大規模商業地区:「商業・賑わい軸」の中核を成す、活況あふれる一大交流拠点の形成等
住宅複合地区	効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えによるヒューマンスケールな設え等
沿道複合地区	沿道利用型の業務、住宅等の複合機能の融合による身近で親しみやすく賑わいのある空間の形成等

※既に都市景観形成地区に定められている地区については、同一の内容で移行
 景観形成の方針に基づき、個別の「行為の制限」を策定

1 建築物等の行為の制限(地区別一覧) * 一覧表の(a)~(g)の表記は、下のイメージ写真及び色彩の範囲図に付したものと対応しています。

策定済地区		①中丸字地区 詳細記述ページ...資料 4 P6, 7	②研究開発・ものづくり地区 詳細記述ページ...資料 4 P9, 10	③武蔵小杉駅横須賀線口 北地区・南地区 詳細記述ページ...資料 4 P11, 12	④グランド地区 詳細記述ページ...資料 4 P15, 16	⑤武蔵小杉駅南口駅前地区 詳細記述ページ...資料 4 P18, 19		
					東街区・西街区		東急武蔵小杉駅	
施設計画・建築物等の デザイン(a) (b) (c)	建築物低層部等のデザイン、建築物の圧迫感軽減のための工夫(a)			建築物低層部等のデザイン、建築物の圧迫感軽減のための工夫(a)、エントランス部のデザイン(b)				
外壁の色彩(d)	中高層部は高明度若しくは低彩度の色彩又は暖色系のアースカラーを、低層部は深みのある暖色系のアースカラーを基調として配色		モノトーンを基調とした清潔感と品格が感じられるよう配色	高明度かつ低彩度の色彩を基調とした駅周辺の都会性が感じられるよう配色		暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色	暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色	暖色系のアースカラーを基調とし、両街区との一体感を創出するような配色
民有地の敷地、通路、広場の デザイン(e)	敷地内の舗装と歩道舗装との一体性の確保(e)、敷地境界部の柵等の配慮事項			敷地内の舗装と歩道舗装との一体性の確保、舗装材の質感(e)、敷地境界部の柵等の配慮事項				
みどりのデザイン(f)	多様な樹種、配置等の配慮事項			自然を感じさせる樹種、配置等の配慮事項				
照明のデザイン(g)	演色性・色温度の配慮(g)			演色性・色温度の配慮(g)				
	-			灯具等のデザインを配慮	-		灯具等のデザインを配慮	

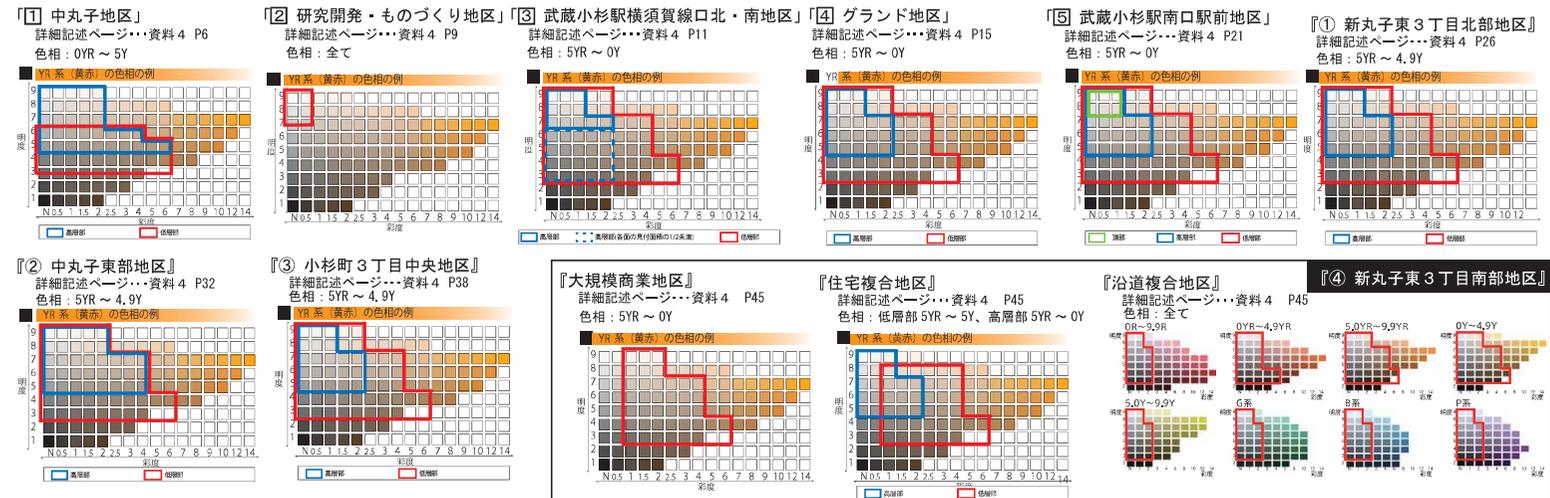
新規策定地区		①新丸子東3丁目北部地区 詳細記述ページ...資料 4 P26, 27	②中丸字東部地区 詳細記述ページ...資料 4 P32, 33	③小杉町3丁目中央地区 詳細記述ページ...資料 4 P38, 39	④新丸子東3丁目南部地区 詳細記述ページ...資料 4 P45, 46		
					大規模商業地区	住宅複合地区	沿道複合地区
施設計画・建築物等の デザイン(a) (b) (c)	建築物低層部等のデザイン、建築物の圧迫感軽減のための工夫(a)、外壁素材の配慮事項、エントランス部のデザイン(b)、屋外設備類等の設置にあたっての配慮事項(c)				通り抜け等の工夫、外壁の素材感向上		
外壁の色彩(d)	小杉駅南口駅前広場からの連続性に配慮しつつ周囲と調和する街並みとなるよう配色	中高層部は高明度若しくは低彩度を、低層部は深みのある暖色系の色彩又は暖色系のアースカラーを基調として配色	暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色	暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色	暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色	「水のゾーン」と同一の色彩基準による、緩やかな連続性による一体感の創出	-
民有地の敷地、通路、広場の デザイン(e)	敷地内の舗装と歩道舗装との一体性の確保、外壁後退部分の配慮事項、舗装材の質感向上(e)、車止め・街灯・ベンチ等のデザイン及び色彩、敷地境界部の柵等の配慮事項						-
みどりのデザイン(f)	多様な樹種、配置等の配慮事項						-
照明のデザイン(g)	省エネに対する配慮、演色性・色温度への配慮(g)、眩しさに対する配慮						-

建築物、敷地、みどり、照明等のデザイン



外壁の色彩(d)

* 「軸」のイメージを体現する色彩の範囲を設定。高さのある建築物は、低層部を深みのある色彩が基調となるよう範囲を設定し、歩行者目線でまとまりが感じられるよう配慮。



2. 屋外広告物の定義と行為の制限の概要 * イメージ写真及びイラストに付した(a)~(l)の表記は、5ページの一覧表に付したものと対応しています。

広告物の配置(a)

* 広告物の乱雑な掲出を抑止する

位置や大きさが揃った広告物 整った好ましい例 乱雑な好ましくない例

広告物の表示内容(b)

* 派手になりがちな広告物を規制

賃看板の禁止

広告物の形状(c)

* 切文字の広告物にすることで、建築物と一体的な印象に

広告物の照明(d)

* 落ち着いた夜間景観の形成

ネオン管露出の禁止 外照式の広告物

壁面看板等(g)

* 掲出量、大きさ等を規制

【高層部における広告物の割合】
 $a1 \times 1/2 / A1 \leq 15\%$
 【中層部又は接地範囲外における広告物の割合】
 $b1 + b2 \times 1/2 + b3 \dots / B1 \leq 5\%$
 【低層部又は接地範囲内における広告物の割合】
 $c1 + c2 \times 1/2 + c3 + c4 \dots / C1 \leq 15\% \text{ or } 10\%$

広告物の色彩(e)

* 多色づかい、派手な色による乱雑さの抑止

使用色が3色の広告物の例 明度、彩度が4以上の広告物の例 明度が4以下の広告物の例 彩度が4以下の広告物の例

色数: 3色
「地」の色彩: 5R 2/4, N0
文字の色彩: N9, 10B 2/6

色数: 2色
「地」の色彩: 2.49Y 8/12
文字の色彩: N1

色数: 2色
「地」の色彩: 5PB 2/4
文字の色彩: N9

色数: 3色
「地」の色彩: 1G 1/3, 2.5YR 2/2
文字の色彩: N9

広告物の文字(f)

* 文字の大きさ、文字数による乱雑さの抑止

文字面積40%以下で2/3以上の部分が8文字以下の広告物の例 文字数が8文字を超すため、文字面積20%に抑えた広告物の例 文字面積9/10以上を4文字、面積を50%にした広告物の例 4文字で、文字面積を60%にした広告物の例

$(a+a) / A \leq 40\%$
 $a: 8\text{文字以下}$
 $a \geq (a+a) \times 2/3$

$b / B \leq 20\%$

$(c+c) / C \leq 50\%$
 $c: 4\text{文字以下}$
 $c \geq (c+c) \times 9/10$

$d / D \leq 60\%$
 $d: 4\text{文字以下}$

窓面広告物等(h)

* 掲出量、大きさ等を規制

【窓面に対する広告物の割合】
 $e2-1 + e2-2 + e2-3 \dots / E2-1 + E2-2 + E2-3 \dots \leq 20\% \text{ or } 15\%$
 $e5-1 + e5-2 + e5-3 \dots / E5-1 + E5-2 + E5-3 \dots \leq 20\% \text{ or } 15\%$

袖看板(j)

* 設置位置、大きさ等を規制

1.0m以下
0.7m以下
2.5m以上

広告物の定義

- 低層部: 地上10m以下の部分
- 中層部: 地上10mを超え、地上45m以下の部分
- 高層部: 地上45mを超える部分
- 接地範囲: 地上又は歩行者デッキ(「接地面」)に接している階のうち、接地面に接している部分
- 壁面看板: 建築物等の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたもの
- 壁面広告幕: 布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたもの
 ※ 壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。
- ショーウィンドウ: 建築物等の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。)を利用して広告表示するもの
- 窓面広告物: 窓面の外側に広告表示するもの
- 窓裏広告物: 屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するもの
- 枠付懸垂幕等: 「袖看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるもの
- 袖看板: 建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するもの
- パナフラッグ: 建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するもの
- 地上設置広告物: 接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるもの
- 仮設広告物: 表示期間が90日を超えないも ※ 壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。

* 屋外広告物に関する行為の制限の一部については、別途、屋外広告物条例規則にも追加されます。

屋上広告物(①) 壁面看板(②) 袖看板(⑦) 壁面広告幕(②) 地上設置広告物(⑨) 映像装置(⑩) パナフラッグ(⑧)

窓面広告物(④) 窓裏広告物(⑤) ショーウィンドウ(③)

枠付懸垂幕等(⑥)

高層部: 7+4.5m
中層部: 7+1.0m
低層部: 7+G.L
接地範囲

屋上広告物(i)

* 建物になじまない広告を制限

屋上広告物の禁止 (大規模商業地区を除く)

屋上を利用しているが、壁面と一体的なものは掲出可能

地上設置広告物(k)

* 設置位置、大きさ等を規制

1.5m以下 6m以下 5m以下 2.5m以下

映像装置(l)

* 設置位置、大きさ等を規制

街で見かけるようになったデジタルサインage

大型の映像装置

① 壁面看板 ② 壁面広告幕 ③ ショーウィンドウ ④ 窓面広告物 ⑤ 窓裏広告物 ⑥ 枠付懸垂幕等 ⑦ 袖看板 ⑧ パナフラッグ ⑨ 地上設置広告物 ⑩ 映像装置 ⑪ 屋上広告物

3. 屋外広告物の行為の制限(地区別一覧) *一覧表の(a)~(l)の表記は、4ページのイメージ写真及びイラストに付したものと対応しています。

策定済地区

	1中丸子地区 詳細記述ページ…資料4 P7	2研究開発・ものづくり地区 詳細記述ページ…資料4 P10	3武蔵小杉駅横須賀線口北・南地区 詳細記述ページ…資料4 P12~14	4グランド地区 詳細記述ページ…資料4 P16,17	5武蔵小杉駅南口駅前地区 詳細記述ページ…資料4 P20~25	
					東街区、東急武蔵小杉駅	西街区
配置、表示内容、形状 照明(a)(b)(c)(d)	広告物の集約化等への配慮(a)、自家広告物のみの掲出(b)、点滅広告物・ネオン管サインの禁止(d)				広告物の集約化等への配慮(a)、自家広告物のみの掲出(b)、切り文字広告物の推奨(c)、点滅広告物・ネオン管サインの禁止(d)、外照式広告物の推奨、照明の色温度(3,000ケルビン程度)の配慮	
色彩、文字の配置	-				使用色彩数(原則3色以内、2色以内推奨)、使用色彩範囲(e)、文字面積(原則40%)、文字数(原則8文字)の制限(f)	
壁面看板等(g)	面積(1面30㎡、全面合計60㎡)、 色彩(外壁色彩基準内又は明度4以下)				大きさ(縦5m以下、横5m以下)、 設置位置(原則、中層部又は接地範囲以下)、壁面に対する 割合(中層部又は接地範囲外5%、低層部又は接地範囲15%)	
枠付懸垂幕等	基本的に建築物名称、誘導案内等の 最低限の表示のみ可能				設置禁止	
窓面広告物等(h)	設置禁止				直接貼付けへの配慮、設置位置・幅の統一、文字の縦の長さ(0.6m以内)、窓面積に対する割合(20%)	
屋上広告物(i)	設置禁止				設置禁止	
袖看板(j)	設置禁止				設置位置(接地範囲のみ)、大きさ(縦0.7m以下、出幅1m以下)、下端の位置(接地面から2.5m以上)の制限	
バナーフラッグ	設置禁止				設置高さの統一、大きさ(横1m以下)	
置看板、立看板、広告旗	設置禁止				設置禁止	
地上設置広告物(k)	大きさ(縦2.5m以下、横2m以下)、原則1ヶ所の設置				大きさ(縦2.5m以下、横5m以下 敷地入口縦6m以下、横1.5m以下)、1ヶ所に集約化	
映像装置(l)	-				設置数(1壁面1ヶ所)、設置位置(接地範囲のみ)、 大きさ(1壁面3㎡)の制限	

新規策定地区

	1新丸子東3丁目北部地区 詳細記述ページ…資料4 P28~31	2中丸子東部地区 詳細記述ページ…資料4 P34~37	3小杉町3丁目中央地区 詳細記述ページ…資料4 P40~43	4新丸子東3丁目南部地区 詳細記述ページ…資料4 P47~55		
				大規模商業地区	住宅複合地区	沿道複合地区
配置、表示内容、形状 照明(a)(b)(c)(d)	広告物の集約化等への配慮(a)、自家広告物のみの掲出(b)、切り文字広告物の推奨(c)、点滅広告物・ネオン管サインの禁止、外照式広告物の推奨(d)、照明の色温度(3,000ケルビン程度)の配慮					
色彩、文字の配置	使用色彩数(原則3色以内、2色以内推奨)、使用色彩範囲(e)、文字面積(原則40%)、文字数(原則8文字)の制限(f)					
壁面看板等(g)	大きさ(縦5m以下、横5m以下)、設置 位置(原則、中層部以下)、壁面に対 する割合(中層部5%、低層部15%)の制限	大きさ(縦5m以下、横5m以下)、設置 位置(原則、中層部以下)、壁面に対 する割合(中層部5%、低層部10%)の制限	大きさ(縦5m以下、横5m以下)、設置 位置(原則、中層部以下)、壁面に対 する割合(中層部5%、低層部15%)の制限	大きさ(縦5m以下、横5m以下)、設置位 置(原則、接地範囲のみ)、壁面に対す る割合(接地範囲外5%、接地範囲15%)の制限	大きさ(縦5m以下、横5m以下)、設置 位置(原則、中層部以下)、壁面に対 する割合(中層部5%、低層部15%)の制限	-
枠付懸垂幕等	設置禁止			壁面に対する割合(3%)、設置数(2ヶ所まで)、表示期間(180日以内)		設置禁止
窓面広告物等(h)	直接貼付けへの配慮、設置位置・幅の統一、文字の縦の長さ(0.6m以内)、 窓面積に対する割合(20%)の制限		直接貼付けへの配慮、設置位置・幅 の統一、文字の縦の長さ(0.6m以 内)、窓面積に対する割合(15%)の制限	直接貼付けへの配慮、設置位置・幅の統一、文字の縦の長さ(0.6m以内)、窓面 積に対する割合(20%)の制限		
屋上広告物(i)	設置禁止			設置数(1箇所まで)、名称等のみ、 大きさ(縦の長さ8.5m以内)		設置禁止
袖看板(j)	設置位置(接地範囲のみ)、大きさ (縦0.7m以下、出幅1m以下)、下 端の位置(接地面から2.5m以上)の制限	大きさ(縦5m以下、出幅1m以下)、 下端の位置(接地面から2.5m以上) の制限		設置位置(接地範囲のみ)、大きさ(縦0.7m以下、出幅1m以下)、下端の位置(接地面から2.5m以上)の制限		
バナーフラッグ	設置高さの統一、大きさ(横1m以下)					
置看板、立看板、広告旗	設置禁止			置看板(縦1.2m以下、横0.9m以下)、広告旗(6ヶ月以内、縦1.8m以下、横0.6m 以下)、立看板(設置禁止)		設置禁止
地上設置広告物(k)	大きさ(縦2.5m以下、横5m以下 敷地入口縦6m以下、横1.5m以下)、1ヶ所に集約化			大きさ(縦2.5m以下、横5m以下 敷地入口 縦6m以下、横1.5m以下 車誘導用縦 10m以下、横2.5m以下)、1ヶ所に集約化		大きさ(縦2.5m以下、横5m以下敷地入口 縦6m以下、横1.5m以下)、1ヶ所に集約化
映像装置(l)	設置数(1壁面1ヶ所)、設置位置(接地範囲のみ)、大きさ(1壁面当たり3㎡)の制限			設置数(1壁面1ヶ所)、設置位置(原則接 地範囲のみ)、大きさ(1壁面当たり5㎡、 接地範囲外15㎡)の制限		設置数(1壁面1ヶ所)、設置位置(接 地範囲のみ)、大きさ(1壁面当たり3㎡) の制限

武蔵小杉周辺景観計画特定地区における景観形成方針等（素案）

武蔵小杉周辺景観計画特定地区

<p>景観計画特定地区の区域</p>	
<p>景観形成方針</p>	<p>1 基本目標</p> <p>(1) 風格あるランドマークによる「拠点景観づくり」 各ランドマークの個性を活かしつつ、地区全体でまとまりを感じる建物景観づくりを行う。</p> <p>(2) 駅を中心とする「賑わい景観づくり」 独自性を活かした賑わいの演出を図りつつ、秩序ある商業景観づくりを行う。</p> <p>(3) 快適で一体感のある公共的空間をめざす「沿道景観づくり」 ア 地区全体で統一感のあるサインやストリートファニチャー等を効果的に配置し、快適さと安心感を与える景観づくりを行う。 イ 安心感及び安全性を向上させるとともに、夜間の街を演出する、街区の特性に合わせた効果的なあかり景観づくりを行う。</p> <p>(4) 回遊性を高める「みどりと水の景観づくり」 みどりと水を効果的に配置し、連続感ある潤いと彩りの景観づくりを行う。</p> <p>2 方針</p> <p>(1) ものづくりの軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 開放的で洗練された環境の中に、機能的かつ象徴的に配置された新たなものづくり産業拠点の形成 (イ) 武蔵小杉駅横須賀線口と向河原駅周辺の2つの交流の核を結ぶ都市的な歩行者軸の創出 (ウ) 研究者や市民の憩いの場となる広場空間の創出 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード ものづくりの軸にかかるゾーンは、先端研究開発機能のイメージが有する「デジタル感」、「新しさ」や、ものづくりに必要な豊かな創造力がもたらす「軽快感」を想起させるデザインを施し、「端正で洗練された街並み」をつくる。</p>

	<p>(イ) 建築デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> a 高層部は、明るく洗練されたイメージを醸し出す無彩色の素材を中心に用い、軽快感のあるデザインとする。 b 低層部は、無彩色の素材を中心に、ガラス、金属等の素材を効果的に用い、端正なアイレベル景観を演出する。 c 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。 d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとする。 e 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとするとともに、開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることでできるデザインとなるよう配慮する。 <p>(ウ) 舗装デザイン</p> <p>通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、モノトーンカラーの舗装材をボーダー状又はドット状に敷設する等、規則的かつ直線的に用い、ハイテク感を演出するとともに、落ち着いた雰囲気演出する。</p> <p>(エ) 植栽デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> a 通り空間の植栽は、幾何学的な配置とし、交流の核間を結ぶ歩行者軸の連続性を強調し、沿道景観としての一体感を持たせる。 b 敷地内の空地等の植栽は、樹木を規則的に配置し、幾何学的なデジタル感のあるランドスケープデザインとする。 <p>(オ) 照明デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は新しさと軽快感があるシンプルで直線的なデザインとする。 b 光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。 <p>(2) 暮らしの軸</p> <p>ア 空間構成の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 都市的居住空間の整備と、その足元に広がるヒューマンスケールな空間の形成 (イ) 武蔵小杉駅南口と横須賀線口の2つの交流の核を繋ぐうおいとゆとりのある歩行者軸の創出 (ウ) 周辺街区と連絡する通り抜け通路やオープンスペースの確保 <p>イ デザインの考え方</p> <p>(ア) デザインのキーワード</p> <p>暮らしの軸にかかるゾーンは、都市型住宅としての良好な住環境に求められる「暖かみ」、「安らぎ」及び「落ち着き」を想起させるデザインを施し、地域の人々のふれあいを誘発する「暖かみと安らぎのある街並み」をつくる。</p> <p>(イ) 建築デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> a 高層部は、高明度かつ低彩度又は暖色系のアースカラーの素材を中心に用い、風格が感じられるデザインとする。 b 低層部は、深みのある暖色系のアースカラーの色彩を基調とし、石、木材等の自然の風合いを感じさせる素材を効果的に用いて、落ち着きと暖かみのある景観を創出する。 c 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。 d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとする。 e 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとするとともに、商業業務施設等では開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることでできるデザインとなるよう配慮する。 <p>(ウ) 舗装デザイン</p> <p>通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、原則として、やさしさや落ち着きを演出する暖色系のアースカラーを基調とした自然の風合いを感じさせる舗装材を用いる。</p> <p>(エ) 植栽デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> a 通り空間に面した空地等には、積極的に植栽を施し、街路樹と合わせて潤いのある街路景観を創出する。
--	---

	<p>b 敷地内の空地等については、多様な樹種をランダムに配植し、自然な森のようなナチュラル感のあるデザインとする。</p> <p>(カ)照明デザイン</p> <p>a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、居住空間として、夜間の落ち着きと安らぎを演出するために、照明は丸みを帯びた優しく親しみやすいデザインとする。</p> <p>b 光源は、夜遅く帰宅する人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。</p> <p>(3)商業・賑わいの軸</p> <p>ア 空間構成の考え方</p> <p>(ア)広域拠点の玄関口にふさわしい賑わいのある都市活動拠点である「交流の核」の一翼を担う集客交流拠点の形成</p> <p>(イ)外に開かれた商業空間、アクティビティあふれる街の創造</p> <p>(ウ)地区住民や来街者を引き込むための歩行者空間と人々の休息の場にもなるオープンスペースの確保</p> <p>イ デザインの考え方</p> <p>(ア)デザインのキーワード</p> <p>商業・賑わいの軸にかかるゾーンは、大規模商業施設の集客力や、既存商店街における「界索性」を活かし、人々が出会うことによる「賑わい」や「アクティビティ」、「活気」が感じられるデザインを施し、「賑わいと快適さが感じられる街並み」をつくる。</p> <p>(イ)建築デザイン</p> <p>a それぞれの個性が発揮された魅力的な街並みを形成する。</p> <p>b 大規模商業施設については、武蔵小杉の新たな「街のゲート」をイメージさせるテーマ性を持った賑わいを感じさせるデザインとするとともに、歩行者を引き込む開放的な設えのエントランスや、建築物内の吹き抜け、通り抜け空間等を工夫する。</p> <p>c 人々のコミュニケーションを創出する広場や通り抜けが可能な通路等を設け、賑わいや楽しさを演出する印象的なデザインとするとともに、暖かみのある街並みを演出するため、アースカラーを基調色としつつ、自然石、木材、土等の自然素材の風合いを感じさせる色彩によるデザインとする。</p> <p>d 開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることでできるデザインとなるように配慮する。</p> <p>e 大規模商業施設については、ヒューマンスケールな設えとするとともに、適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫し、個性と風格ある街並みを形成するデザインとする。</p> <p>(ウ)舗装デザイン</p> <p>通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、商業・賑わいの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とする。</p> <p>(エ)植栽デザイン</p> <p>a 建築物前面やオープンスペース等で可能な限り緑化等を行うことで、街並みや隣接する敷地との調和に配慮する。</p> <p>b 大規模商業施設については、都市的空間のアクセントとして、スケール感を活かした、シンボリックな高木や群としての中高木等、自然を感じられるようなデザインとする等、歩行者に木陰を提供するとともに、空間を演出し、駅と住まいを結ぶ心地良い小路を提供する。</p> <p>c 建築物は、壁面及び階段状のテラス、屋上を活用し、可能な限り緑化する。</p> <p>(オ)照明デザイン</p> <p>通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、暗がり無くすよう配慮するとともに、夜の賑わいを演出する暖かみのある光源を用いる。</p> <p>(4)シビック軸</p> <p>ア 空間構成の考え方</p> <p>(ア)多くの人々が集い、活発な交流が行われる開かれた街並み空間の創出</p> <p>(イ)既成市街地の高度利用化に伴う都市機能の更新</p> <p>(ウ)高齢者や障がい者をはじめとした誰もが気軽に往来できる歩行者空間の創出</p>
--	---

	<p>イ デザインの考え方 (ア)デザインのキーワード シビック軸にかかるゾーンは、行政施設が集積する地区であることから、様々な人々が集うことによる「交流」や、沿道の再開発によって形成される多様な用途の建築物が一定の調和を見せながら「共生」した「親しみと落ち着きのある街並み」をつくる。</p> <p>(イ)建築デザイン a 人々が気軽に立ち寄りたくなるような開放感と親近感を演出するため、暖かみのある落ち着いた色彩を基調とするとともに、内部の活動が見えるような開口部を多く設ける等の工夫をする。 b 低層部は、ヒューマンスケールを感じさせるとともに、開放感あるデザインとする。 c 高層部は、壁面が単調なイメージにならないようフレーム等で変化をつけるとともに、行政の中心地にふさわしい落ち着きのあるデザインとする。</p> <p>(ロ)舗装デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、親しみと落ち着きを醸し出す低彩度の暖色系の色彩を基調とした舗装材を用いる。</p> <p>(ハ)植栽デザイン a 通り空間の限られたスペースを有効に活用し、多様な交流を生み出す、潤いや四季を感じさせる緑化空間を創出する。 b 沿道敷地内の空地等は、通りの賑わいを敷地内に引き込む等、開放感や公共空間との一体性に配慮しつつ、緑視効果が得られる設えとする。</p> <p>(ニ)照明デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、落ち着きと品格が感じられるシンプルで優しく親しみやすいデザインとし、光源は、色温度の低い暖かみのあるものを用いる。</p> <p>(5)交流の核（武蔵小杉駅横須賀線口周辺） ア デザインの考え方 (ア)デザインのキーワード a 駅前広場に面する街区の「一体感」及び新しい駅前空間としての「都会性」を創出する。 b 交通結節性の向上によって交流を促進し、駅前空間にふさわしい「賑わい」と「交流」を創出する。 c 「くらしの軸」と「ものづくりの軸」の結節点にふさわしい「暖かさ」と「端正さ」を兼ね備えた空間とする。</p> <p>(イ)駅前広場のデザイン a バスシェルターや駐輪場、ストリートファニチャー等の附属施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。 b 都市の顔としての象徴性を演出し、「ものづくりの軸」との連続性に配慮したモノトーンを基調とした舗装材を用いる。 c 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。 d 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレーとする。 e 照明の光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人等にも、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。</p> <p>(6)交流の核（向河原駅周辺） ア デザインの考え方 (ア)デザインのキーワード a 新しい駅前広場周辺にふさわしい「一体感」と「都会性」を創出する。 b 先端研究開発をイメージさせる「開放的」で「ダイナミック」な景観を創出する。 c 都市の顔、「ものづくりの軸」を受け止める場所にふさわしい洗練さと端正さが感じられる空間を創出する。</p> <p>(イ)駅前広場のデザイン a バスシェルターや駐輪場、ストリートファニチャー等の附属施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シン</p>
--	---

		<p>プルで洗練されたデザインとする。</p> <p>b 都市の顔としての象徴性を演出し、「ものづくりの軸」との連続性に配慮したモノトーンを基調とした舗装材を用いる。</p> <p>c 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。</p> <p>d 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレーとする。</p> <p>e 照明の光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人等にも、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。</p> <p>(7) 交流の核（武蔵小杉駅南口周辺）</p> <p>ア デザインの考え方</p> <p>(7) デザインのキーワード</p> <p>a 東急線武蔵小杉駅周辺の「一体感」及び街の玄関口としての「象徴性」を創出する。</p> <p>b 周辺の商業施設を中心とした、駅前空間としての「賑わい」と「楽しさ」を創出する。</p> <p>c 都市の顔、「くらしの軸」を受け止める場所にふさわしい「洗練さ」と「暖かさ」を兼ね備えた空間とする。</p> <p>(イ) 駅前広場のデザイン</p> <p>a バスシェルターや地下駐輪場出入口、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。</p> <p>b 都市の顔としての象徴性を演出するモノトーンを基調とした舗装材を用いる。</p> <p>c 出入口交差点歩道部は、駅前広場と舗装材を統一し、駅前広場の広がりを感じられるデザインとする。</p> <p>d 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。</p> <p>e 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレーとする。</p> <p>f 照明の光源は、「くらしの軸」との連続性を考慮し、安心感を与えることができる色温度の低い暖かみのあるものを用いる。</p>
--	--	--

3 中丸子地区における景観形成の考え方及び行為の制限

景観形成の考え方	<p>(1) 超高層住宅による土地の高度利用とその足元周りの自然を感じさせるヒューマンスケールなゆとりの空間の両立</p> <p>(2) 「くらしの軸」の連続性に配慮した暖かみと安らぎが感じられる武蔵小杉駅周辺における都市型居住環境の中核的空間の創出</p> <p>(3) 周辺街区との回遊性を向上させる、水と緑が彩る通り抜け通路やオープンスペースの確保</p> <p>(4) 通りとの一体感が感じられる歩道状空地等の確保</p>
行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) 低層部は、緑との一体感を意識し、自然素材又は暖かみのあるアースカラーの素材を用いる。</p> <p>(2) 壁面は、単調なイメージにならないようにフレーム又は外装材の形状等で変化をつける。</p> <p>(3) 中高層部は、遠景を意識し、明るく軽快なイメージとなるよう配色する。</p>
外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 中高層部（地上10メートルを超える部分）</p> <p>(ア) マンセル値で色相0 Y Rから9. 9 Y Rの範囲であり、明度7を超え9以下かつ彩度2以下、明度6を超え7以下かつ彩度4以下又は明度5以上6以下かつ彩度6以下</p> <p>(イ) マンセル値で色相0 Yから5 Yの範囲であり、明度7を超え9以下かつ彩度2以下又は明度5以上7以下かつ彩度4以下</p> <p>イ 低層部（地上10メートル以下の部分）</p> <p>(ア) マンセル値で色相0 Y Rから9. 9 Y Rの範囲であり、明度6を超え7以下かつ彩度4以下又は明度3. 5以上6以下かつ彩度6以下</p> <p>(イ) マンセル値で色相0 Yから5 Yの範囲であり、明度3. 5以上7以下かつ彩度4以下</p> <p>(2) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合には、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p>
民有地敷地・通路・広場のデザ	<p>(1) 隣接する敷地との隔たりを設けず、連続性のある設えとし、緑豊かで奥行きを感じる開放的な空間となるよう整備する。</p> <p>(2) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに境界には塀及び柵を設けない。</p> <p>(3) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努める。</p>

	イン	
	照明のデザイン	<p>(1)照明は、電球色の蛍光ランプ、ハロゲンランプ、高演色高圧ナトリウムランプ等の演色性が高く、かつ、色温度3,000ケルビン程度の暖かみのある光源を基調として用いる。</p> <p>(2)光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努める。</p> <p>(3)照明は、敷地内に暗がりもなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努める。</p>
	みどりのデザイン	多様な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出する。
	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。</p> <p>(1)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2)一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3)その他市長が認める場合</p>
屋外広告物に関する行為の制限	表示内容等	屋外広告物は、原則として禁止する。ただし、建築物の名称を表示するものは除く。
	配置	大きさ及び数量は、節度あるものとする。
	デザイン	建築物及び外構と調和したデザインとする。
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。

適用除外	<p>(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合</p> <p>ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合</p> <p>コ 6か月以内の仮設として表示し、又は設置する場合</p> <p>サ その他市長が認める場合</p> <p>(2)地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p>
------	--

4 研究開発・ものづくり地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成の考え方	<p>(1)「ものづくりの軸」の景観コンセプトを踏まえた、研究開発の先進的でクリエイティブな雰囲気を感じさせる次世代型都市景観の創出</p> <p>(2)幾何学性と規則性を有し人工的であると同時に人々の利用やヒューマンスケールにも配慮した街並みの形成</p> <p>(3)モノトーンを基調とした端正で洗練された空間の形成</p> <p>(4)2つの交流の核を結ぶ歩行者軸である「ものづくりの軸」を中心に広がる、モノトーン景観への差し色としての緑豊かなオープンスペースの充実</p>
行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1)ハイテク産業の先進性及び優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とする。</p> <p>(2)低層部及び中高層部を明確に意識したデザインとするとともに、頂部は、遠景を意識したランドマークとしてふさわしいデザインとする。</p>
	<p>外壁の色彩に関する制限</p> <p>(1)建築物の色彩は、マンセル値で、明度7.5以上、彩度0.5以下とし、清潔感と品格を感じさせるものとするとともに、周辺に威圧感を与えないよう配色する。</p> <p>(2)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p>
	<p>民有地敷地・通路・広場のデザイン</p> <p>(1)鉄道の車窓からの眺めを意識し、地形的な変化、空間的な連続性を与える等の工夫により、広がり及び奥行きを感じられる景観を演出する。</p> <p>(2)広場等は、道路歩道部の設えとの調和に配慮するとともに、境界には柵を設けない等、開放感ある憩いの空間の演出に努める。</p> <p>(3)水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努める。</p>
照明のデザイン	<p>(1)照明は、広場等に暗がりもなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努める。</p> <p>(2)光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努める。</p>

	ザイン	
	みどりのデザイン	多様な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出する。ただし、ものづくりの軸沿いについては、同一の樹種を幾何学的に配置することを推奨する。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
屋外広告物に関する行為の制限	表示内容等	自家広告物に限る。
	配置	大きさ及び数量は、節度あるものとする。
	デザイン	建築物及び外構と調和したデザインとする。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。

5 武蔵小杉駅横須賀線口北地区・南地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成の考え方	<p>(1)「ものづくりの軸」と「くらしの軸」の結節点にふさわしい暖かさと端正さを兼ね備えた街並みの形成</p> <p>(2)武蔵小杉駅横須賀線口交通広場周辺街区の一体感の創出</p> <p>(3)街の玄関口にふさわしいランドマークの形成</p> <p>(4)駅前空間にふさわしい賑わいと開放感がある交流空間の創出</p>
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) 高層部は、個性あるデザインを工夫し、都会的な軽快さを演出する。</p> <p>(2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫する。</p> <p>(4) 駅前広場に面する街区の建築物は、駅前にふさわしい品格と商業施設等による賑わいを演出するために、自然石等を用いたデザインを、商業業務施設等ではガラス等を用い、内部の活動が見えるようなデザインを工夫する。</p> <p>外壁の色彩に関する制限</p> <p>(1) 駅周辺の都会性が感じられるよう壁面の色彩は、高明度かつ低彩度の色彩を基調とする。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。なお、くらしの軸沿いの建築物は暖色系、ものづくりの軸沿いの建築物はモノトーンの色彩を基調とすることを推奨する。</p> <p>ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度7以上8未満（各面の見付面積の2分の1未満の範囲で、明度3以上7未満を使用できる。）かつ彩度2以下</p> <p>イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p> <p>民有地敷地・通路・広場のデザイン</p> <p>(1) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けない。</p> <p>(2) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とする。</p> <p>(3) 駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性及びものづくりの軸との調和に配慮したモノトーンを基調とし、歩道部とも一体的にデザインする。</p>

	ザイン	
	照明のデザイン	<p>(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度2,000から3,000ケルビン程度）を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。</p> <p>(2) 駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性に配慮し、灯具等は直線的なデザインとするとともに、色彩は、ダークグレーとする。</p> <p>(3) フットライト、ポールライト等を用いて、街の賑わいを演出する。</p>
	みどりのデザイン	<p>(1) 緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行う。</p> <p>(2) 駅前広場に面する街区の広場状の空地は、都会的な景観を演出するとともに、ものづくりの軸との連続性に配慮し、規則的な配置等により植栽する。</p>
	適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>
屋外広告物に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下、「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(2) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(3) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(4) 「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。</p> <p>(5) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(6) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。</p> <p>(7) 「地上設置広告物」とは、地上又は歩行者デッキの床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p>
	表示内容等	自家広告物以外は設置しない。
	配置	広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接し合ったり、乱雑にならないようにする。
	照明	点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しない。

壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 同一壁面を利用する全ての壁面看板の合計の面積は、30 平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用する全ての壁面看板の合計の面積は、60 平方メートル以下とする。ただし、建築物の 1 階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は、算入しない。</p> <p>(2) 壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内又はマンセル値で明度 4 以下とする。ただし、1 階部分に設置するものは、この限りではない。</p> <p>(3) 1 階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 0.9メートル以下とする。</p> <p>(4) 壁面広告幕は、設置しない。</p>
窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 建築物のガラス面に直接貼り付ける広告物は、設置しない。</p> <p>(2) 建築物の窓面を利用し、掲示板、ショーケース等により設置する広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ 0.6メートル以下を基本としてデザインする。</p>
屋上広告物	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
袖看板	<p>袖看板は、設置しない。</p>
バナーフラッグ	<p>バナーフラッグは、設置しない。</p>
地上設置広告物	<p>地上設置広告は、原則として一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき一箇所とし、規模は、縦の長さ 2.5メートル以下、横の長さ 2メートル以下とする。</p>
置看板、立看板及び広告旗	<p>置看板、立看板及び広告旗は、設置しない。ただし、行事又は催物類の用に供するために一時的に設置する場合は、この限りでない。</p>

適用除外	<p>(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合</p> <p>ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合</p> <p>コ 6か月以内の仮設として表示し、又は設置する場合</p> <p>サ その他市長が認める場合</p> <p>(2)地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p>
------	--

6 グランド地区における景観形成の考え方及び行為の制限

景観形成の考え方	<p>(1) 一体感のある2棟の超高層住宅を中心とした、「くらしの軸」の入口を飾るゲートの空間の形成</p> <p>(2) 「くらしの軸」の連続性に配慮した暖かみと安らぎが感じられる都市型居住環境の創出</p> <p>(3) 通りとの一体感が感じられる緑豊かな敷地内の憩いの空間の創出</p> <p>(4) 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保</p>
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>施設計画・建築物等のデザイン</p> <p>(1) 武蔵小杉駅南口線をはさむ2棟の建築物を統一したデザインとし、通りのゲートを構成するデザインを工夫する。</p> <p>(2) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫する。</p> <p>(3) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。</p> <p>(4) 低層部は、駅前広場からの通りの賑わいを演出するために、商業施設等ではガラス等を用い内部の活動が見えるようなデザインを工夫する。</p> <p>(5) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫する。</p> <p>(6) 駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼応させたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出する。</p>
外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 暖かみのある街並みを演出するためアースカラーを基調色として用いる。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下</p> <p>イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p>
民有地敷地・通路・広場のデザイン	<p>(1) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けない。</p> <p>(2) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努める。</p> <p>(3) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、色彩は、アースカラーを基調とする。</p>

	照明のデザイン	(1)通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度2,000から3,000ケルビン程度）を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。 (2)光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努める。 (3)照明は、敷地内に暗がり無くすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努める。
	みどりのデザイン	植栽は、多様な樹種を不規則に配置し、自然的な森を感じさせる緑豊かな景観を創出する。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。 (1)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2)一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3)その他市長が認める場合
屋外広告物に関する行為の制限	定義	(1)「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下、「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。 (2)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (3)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (4)「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。 (5)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (6)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。 (7)「地上設置広告物」とは、地上又は歩行者デッキの床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。
	表示内容等	自家広告物以外は設置しない。
	配置	広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接し合ったり、乱雑にならないようにする。
	照明	点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しない。
	壁面看板・壁面広告幕	(1)同一壁面を利用する全ての壁面看板の合計の面積は、30平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用する全ての壁面看板の合計の面積は、60平方メートル以下とする。ただし、建築物の1階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は算入しない。 (2)壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内又はマンセル値で明度4以下とする。ただし、1階部分に設置するものは、この限りではない。 (3)1階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを0.9メートル以下とする。 (4)壁面広告幕は、設置しない。

窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 建築物のガラス面に直接貼り付ける広告物は、設置しない。</p> <p>(2) 建築物の窓面を利用し、掲示板、ショーケース等により設置する広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本としてデザインする。</p>
屋上広告物	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
袖看板	<p>袖看板は、設置しない。</p>
地上設置広告物	<p>地上設置広告は、原則として一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき一箇所とし、規模は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ4メートル以下とする。</p>
置看板、立看板及び広告旗	<p>置看板、立看板及び広告旗は、設置しない。ただし、行事又は催物類の用に供するために一時的に設置する場合は、この限りでない。</p>
適用除外	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合</p> <p>ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合</p> <p>コ 6か月以内の仮設として表示し、又は設置する場合</p> <p>サ その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p>

7 武蔵小杉駅南口駅前地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成の考え方	<p>(1) 東街区は「くらしの軸」の景観コンセプトを踏まえた暖かみと安らぎのある街並み、西街区は「シビック軸」の景観コンセプトを踏まえた親しみと落ち着きのある街並みの形成と両街区の一体感の創出</p> <p>(2) 街の玄関口にふさわしいランドマークの形成</p> <p>(3) 駅前空間にふさわしい賑わいと潤いが感じられる交流空間の創出</p> <p>(4) 地区のまとまりを創出する外周歩行者空間の創出</p>
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>(1) 高層部は、武蔵小杉駅周辺の核としての存在感を感じさせるデザインとするとともに、グランド地区とは一定の差別化を図り東街区及び西街区の一体感を強調するため、両街区ともにフレーム等の工夫により安定感のある落ち着いたデザインで統一する。</p> <p>(2) 頂部のデザインは、明度の高い色彩を用い軽快な印象を与えるよう工夫するとともに、東街区及び西街区における共通性を意識したデザインとする。</p> <p>(3) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の視線でまとまりが感じられる街並みを演出する。</p> <p>(4) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫する。</p> <p>(5) 低層部は、賑わいを演出するために、ガラス等によりできるだけ内部の活動が見えるようにする。</p> <p>(6) 駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼応させたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出する。</p> <p>(7) 駅舎等は、壁面の分節化やガラス等を用いた賑わいを創出するデザインを工夫する。</p> <p>(1) 暖かみのある街並みを演出するためアースカラーを基調色として用い、くらしの軸の街並みの連続性に配慮する。</p> <p>(2) 駅舎等は、地区の一体的な印象を与えるため、基調色等にアースカラーを用いる。</p> <p>(3) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 頂部（建築物の最上部から20メートルの範囲の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下</p> <p>イ 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下</p> <p>ウ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(4) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p>
民有地敷地・通路・広場のデザイン	<p>(1) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けない。</p> <p>(2) 武蔵小杉駅を中心とした交流の核としての一体感をもたせるために、地区を囲むループ状の道路を統一的にデザインする。</p> <p>(3) 舗装材の色彩は、武蔵小杉駅南口線との連続性に配慮したアースカラーに、都会的な景観を演出するため、グレーを混色させる。</p>

ザ イ ン	
照 明 の デ ザ イ ン	<p>(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度2,000から3,000ケルビン程度）を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。</p> <p>(2) 通りの照明は、くらしの軸との連続性に配慮し、灯具等は丸みを帯びたデザインとするとともに、色彩はダークグリーンとする。</p> <p>(3) 建築物をライトアップする等、武蔵小杉駅を中心とした交流の核としての象徴性を高めるよう工夫する。</p> <p>(4) フットライト、ポールライト等を用いて、街の賑わいを演出する。</p>
み ど り の デ ザ イ ン	<p>緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行う。</p>
適 用 除 外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>

屋外広告物に関する行為の制限	区分	東街区	西街区	東急武蔵小杉駅	
	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。</p> <p>(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。</p> <p>(13) 「地上設置広告物」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14) 「仮設広告物」とは、表示期間が90日を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。</p>			
下記の各項目に共通する事項	配置	<p>広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。</p>			
	表示内容	<p>広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限る。</p>			
	形状	<p>広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。</p>			
	照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しない。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。</p> <p>(4) 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気を出すため、色温度3,000ケルビン以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨する。</p>			

	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫する。</p>
	色彩	<p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しない。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努める。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。</p> <p>ア 色相0Rから9. 9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9. 9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2. 4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2. 5Yから9. 9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9. 9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9. 9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9. 9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。</p>
	文字	<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努める。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できる。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を</p>

			<p>60パーセントまで拡大できる。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できる。</p> <p>(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しない。</p>
壁面看板・壁面広告幕		<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、高層部において、当該建築物の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この項において同じ。）の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p>	<p>(1) 壁面看板は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならない。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する建築物の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この項において同じ。）の接地範囲の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲以外の部分の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断され</p>

			る場合は、可能な限りとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は設置しない。	枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を180日以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しない。この場合において、枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2箇所以内とする。	枠付懸垂幕等は設置しない。
窓面広告物・窓裏広告物	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合（東急武蔵小杉駅を除く。）、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができる。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>		
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。		
袖看板	<p>(1) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しない。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とする。</p>		
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。		

置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しない。		
地上設置広告物	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。</p>		
映像装置	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とする。</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとする。ただし、当該広告物を設置しようとする壁面に、壁面看板（建築物の名称又はテナントの名称を切り文字で表示する場合を除く。）壁面広告幕、窓面広告物、窓裏広告物、袖看板及びバナーフラッグを設置しない場合は、音声と連動させないものに限り、接地範囲以外に1の建築物当たり1箇所まで設置できる。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり5平方メートル以下とするものとする。ただし、前号ただし書に規定する広告物については、15平方メートル以下とする。</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とする。</p>

適用除外の条件	<p>(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 <p>(2)地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p>
---------	--

8 新丸子東3丁目北部地区における景観形成の考え方及び行為の制限					
景観形成の考え方	<p>(1) 交流の核の一翼を担う、街の玄関口にふさわしいアイストップの形成と、業務機能と都市型住居機能が連続したゆとりと安らぎの醸成</p> <p>(2) 効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えといった、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、開放的で憩いの感じられる空間の創出</p> <p>(3) 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保</p>				
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<table border="1"> <tr> <td>施設計画及び建築物等のデザイン</td> <td> <p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどぎわいの演出に配慮する。</p> <p>(2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。</p> <p>(4) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努める。</p> <p>(5) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。</p> <p>(6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。</p> <p>(7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。</p> <p>(8) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。</p> <p>(9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>外壁の色彩に関する制限</td> <td> <p>(1) 武蔵小杉駅南口駅前広場と既成市街地に挟まれた地区となるため、駅前広場からの連続性に配慮しつつ周囲と調和する街並みとなるよう配色する。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満（各面の見付面積の5分の3未満の範囲で、明度3以上5未満を使用できる。）かつ彩度2以下</p> <p>イ 低層部（地上10メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p> </td> </tr> </table>	施設計画及び建築物等のデザイン	<p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどぎわいの演出に配慮する。</p> <p>(2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。</p> <p>(4) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努める。</p> <p>(5) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。</p> <p>(6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。</p> <p>(7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。</p> <p>(8) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。</p> <p>(9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。</p>	外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 武蔵小杉駅南口駅前広場と既成市街地に挟まれた地区となるため、駅前広場からの連続性に配慮しつつ周囲と調和する街並みとなるよう配色する。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満（各面の見付面積の5分の3未満の範囲で、明度3以上5未満を使用できる。）かつ彩度2以下</p> <p>イ 低層部（地上10メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p>
施設計画及び建築物等のデザイン	<p>(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどぎわいの演出に配慮する。</p> <p>(2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。</p> <p>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。</p> <p>(4) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努める。</p> <p>(5) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。</p> <p>(6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。</p> <p>(7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。</p> <p>(8) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。</p> <p>(9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。</p>				
外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 武蔵小杉駅南口駅前広場と既成市街地に挟まれた地区となるため、駅前広場からの連続性に配慮しつつ周囲と調和する街並みとなるよう配色する。</p> <p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満（各面の見付面積の5分の3未満の範囲で、明度3以上5未満を使用できる。）かつ彩度2以下</p> <p>イ 低層部（地上10メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p>				

<p>民有地、敷地、通路及び広場のデザイン</p>	<p>(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けない。 (2) 舗装材は、武蔵小杉駅南口駅前広場との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、既成市街地側では暖色系のアースカラーを基調とする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮する。 (4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努める。</p>
<p>照明のデザイン</p>	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しない。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度3,000ケルビン以下）を基調とする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努める。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努める。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮する。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。</p>
<p>みどりのデザイン</p>	<p>(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出する。 (2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努める。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努める。</p>
<p>適用除外</p>	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合</p>

屋外広告物に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。</p> <p>(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。</p> <p>(13) 「地上設置広告物」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14) 「仮設広告物」とは、表示期間が90日を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。</p>	
	下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限る。
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。
		照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しない。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。</p> <p>(4) 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気を出すため、色温度3,000ケルビン以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨する。</p>
	色彩・文字のデザイン	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫する。	

		色 彩	<p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しない。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努める。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の1.5パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。</p>
		文 字	<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努める。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できる。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できる。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できる。</p> <p>(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しない。</p>
壁 面 看 板 ・ 壁 面 広			<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、高層部において、当該建築物の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この項において同じ。)の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の1.5パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>

<p>告 幕</p>	<p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1m以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p>
<p>枠 付 懸 垂 幕 等</p>	<p>枠付懸垂幕等は、設置しない。</p>
<p>窓 面 広 告 物 ・ 窓 裏 広 告 物</p>	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができる。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>
<p>屋 上 広 告 物</p>	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
<p>袖 看 板</p>	<p>(1) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しない。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とする。</p>

<p>バナーフラッグ</p>	<p>バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。</p>
<p>置看板、立看板及び広告旗</p>	<p>置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しない。</p>
<p>地上設置広告物</p>	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。</p>
<p>映像装置</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とする。</p>
<p>適用除外の条件</p>	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル1㎡以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p>

9 中丸子東部地区における景観形成の考え方及び行為の制限

景観形成の考え方	<p>(1)隣接する高層住宅からなだらかに下降するスカイラインの形成と、「くらしの軸」のコンセプトを踏まえた落ち着いた感じられる中低層の街並みの創出</p> <p>(2)ゆとりのあるオープンスペースと、それを彩る緑のうらおいによる良質な居住環境の創出</p> <p>(3)通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保</p>
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）
外壁の色彩に関する制限	
	<p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p>

<p>民有地、敷地、通路及び広場のデザイン</p>	<p>(1) 暮らしの軸沿いでは、通りと敷地の境界に塀及び柵を設けないよう努める。 (2) 舗装材は、「暮らしの軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、アースカラーを基調とする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮する。 (4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努める。</p>
<p>照明のデザイン</p>	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しない。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度3,000ケルビン以下）を基調とする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努める。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努める。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮する。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。</p>
<p>みどりのデザイン</p>	<p>(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出する。 (2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努める。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努める。</p>
<p>適用除外</p>	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合</p>

屋外広告物に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。</p> <p>(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。</p> <p>(13) 「地上設置広告物」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14) 「仮設広告物」とは、表示期間が90日を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。</p>	
	下記の各項目に共通する事項	配置	<p>広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。</p>
		表示内容	<p>広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限る。</p>
		形状	<p>広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。</p>
		照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しない。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。</p> <p>(4) 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気を出すため、色温度3,000ケルビン以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨する。</p>
	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫する。</p>	

		<p>色彩</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しない。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努める。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の1.5パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。</p>
		<p>文字</p> <p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努める。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できる。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できる。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できる。</p> <p>(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しない。</p>
	<p>壁面看板・壁面広</p>	<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、高層部において、当該建築物の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この項において同じ。)の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の1.5パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>

<p>告 幕</p>	<p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の10パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1m以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p>
<p>枠 付 懸 垂 幕 等</p>	<p>枠付懸垂幕等は、設置しない。</p>
<p>窓 面 広 告 物 ・ 窓 裏 広 告 物</p>	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができる。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>
<p>屋 上 広 告 物</p>	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
<p>袖 看 板</p>	<p>(1) 袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とする。</p> <p>(2) 袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ5メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とする。</p>

<p>バナーフラッグ</p>	<p>バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。</p>
<p>置看板、立看板及び広告旗</p>	<p>置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しない。</p>
<p>地上設置広告物</p>	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。</p>
<p>映像装置</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とする。</p>
<p>適用除外の条件</p>	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p>

10 小杉町3丁目中央地区における景観形成の考え方及び行為の制限

景観形成の考え方	<p>(1)「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点として活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合</p> <p>(2)先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮</p> <p>(3)効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、賑わいや明るさの感じられる空間の創出</p>
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>施設計画及び建築物等のデザイン</p> <p>(1)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど賑わいの演出に配慮する。</p> <p>(2)低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。</p> <p>(3)低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。</p> <p>(4)高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫する。</p> <p>(5)建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努める。</p> <p>(6)建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。</p> <p>(7)建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。</p> <p>(8)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。</p> <p>(9)商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。</p> <p>(10)日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。</p>
外壁の色彩に関する制限	<p>(1)「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。</p> <p>(2)建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下</p> <p>イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p> <p>街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。</p>

<p>民有地、敷地、通路及び広場のデザイン</p>	<p>(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けない。 (2) 舗装材は、「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮する。 (4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努める。</p>
<p>照明のデザイン</p>	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しない。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度 3,000 ケルビン以下）を基調とする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努める。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努める。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮する。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。</p>
<p>みどりのデザイン</p>	<p>(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出する。 (2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努める。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努める。</p>
<p>適用除外</p>	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合</p>

屋外広告物に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。</p> <p>(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。</p> <p>(13) 「地上設置広告物」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14) 「仮設広告物」とは、表示期間が90日を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。</p>	
	下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限る。
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。
		照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しない。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。</p> <p>(4) 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気を出すため、色温度3,000ケルビン以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨する。</p>
	色彩・文字のデザイン	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫する。	

		色 彩	<p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しない。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努める。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。</p>
		文 字	<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努める。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できる。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できる。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できる。</p> <p>(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しない。</p>
壁 面 看 板 ・ 壁 面 広			<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、高層部において、当該建築物の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この項において同じ。)の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p>

<p>告 幕</p>	<p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1m以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p>
<p>枠 付 懸 垂 幕 等</p>	<p>(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を180日以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。</p> <p>(2) 枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2箇所以内とするものとする。</p>
<p>窓 面 広 告 物 ・ 窓 裏 広 告 物</p>	<p>(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とする。</p> <p>(2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。</p> <p>(3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の15パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計に15パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができる。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>
<p>屋 上 広 告 物</p>	<p>建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。</p>
<p>袖 看 板</p>	<p>(1) 接地範囲以外の位置には設置しない。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とする。</p>

<p>バナーフラッグ</p>	<p>バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。</p>
<p>置看板、立看板及び広告旗</p>	<p>(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とする。 (2) 広告旗は、設置しないこと。ただし、表示面が、縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下のものを、表示期間が6月以内で、行事又は催物類の用に供する場合は、この限りでない。 (3) 立看板は、設置しないこと。</p>
<p>地上設置広告物</p>	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。</p>
<p>映像装置</p>	<p>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とする。</p>
<p>適用除外の条件</p>	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p>

1 1 新丸子東3丁目南部地区における景観形成の考え方及び行為の制限

区分	大規模商業地区	住宅複合地区	沿道複合地区
景観形成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> (1)「商業・賑わいの軸」の中核を成す、活況溢れる一大交流拠点の形成 (2)テーマ性のある質の高いデザインによる、街のゲートとしての機能の発揮 (3)周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保 (4)通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> (1)先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮 (2)効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えによるヒューマンスケールに配慮した設えと、開放的で憩いの感じられる空間の創出 (3)周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> (1)沿道利用型の商業、業務、住宅等の複合機能の融合による、身近で親しみやすく賑わいのある空間の形成 (2)建築物の緩やかな連続性による一体感の醸成 (3)周辺の道路整備等にあわせた、ゆとりと潤いのある街路空間の創出
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	<p>施設計画及び建築物等のデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮する。 (2)建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努める。 (3)建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。 (4)建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。 (5)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。 (6)商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。 (7)日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。 		—

	<p>(1) 交流の核と商業・にぎわい軸とのネットワークを強化するため、隣接する地区からの連続性や、建物内の吹き抜け、通り抜け空間により解放感が感じられる設えとする。</p> <p>(2) 長大な壁面になるため、単調なイメージにならないよう、外装材等による変化のあるデザインを工夫し、ヒューマンスケールを演出する。</p> <p>(3) 建築物は、壁面及び階段状のテラス、屋上を活用して、可能な限り緑化するとともに、石材、木材等又はそれらに類似した風合いを持つ素材を効果的に使用した、自然を感じさせるデザインとする。</p>	<p>(1) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。</p> <p>(2) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。</p> <p>(3) 高層部は、周囲の高層住宅との調和に配慮しつつランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫する。</p>	—
外壁の色彩に関する制限	<p>(1) 「商業・にぎわい」軸沿いとなることから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。</p>		<p>(1) 「水のゾーン」と同一の色彩基準による、緩やかな連続性による一体感の創出を目指す。</p>
	<p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以上2以下、明度5以上8未満かつ彩度1以上4以下又は明度3以上5未満かつ彩度1以上6以下とする。</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p>	<p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 高層部(地上20メートルを超える部分) マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下</p> <p>イ 低層部(地上20メートル以下の部分) マンセル値で色相5 Y Rから5 Yの範囲であり、明度5以上8以下かつ彩度1以上4以下又は明度3以上5未満かつ彩度1以上6以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p>	<p>(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</p> <p>ア 明度8以上かつ彩度1以下又は明度3以上8未満かつ彩度2以下</p> <p>イ 色相0 Y Rから4. 9 Y Rの範囲であり、明度5以上かつ彩度2以下又は明度3以上5未満かつ彩度4以下</p> <p>ウ 色相5. 0 Y Rから4. 9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</p> <p>(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。</p>
	<p>表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。</p>		

民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	<p>(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けない。</p> <p>(2) 舗装材は、大規模商業地区と都市型複合地区間における連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。</p> <p>(3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮する。</p> <p>(4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。</p> <p>(5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。</p> <p>(6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。</p> <p>(7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とする。</p> <p>(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努める。</p>	—
照明のデザイン	<p>(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しない。</p> <p>(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度3,000ケルビン以下）を基調とする。</p> <p>(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努める。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努める。</p> <p>(5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮する。</p> <p>(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。</p>	—
みどりのデザイン	<p>(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出する。</p> <p>(2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努める。</p> <p>(3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努める。</p>	—
適用除外	<p>次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。</p> <p>(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合</p> <p>(3) その他市長が認める場合</p>	

屋外広告物に関する行為の制限	定義	<p>(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</p> <p>(2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</p> <p>(3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</p> <p>(4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</p> <p>(5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたものをいう。</p> <p>(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</p> <p>(7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。</p> <p>(8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</p> <p>(9) 「窓裏広告物」とは、屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するものをいう。</p> <p>(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。</p> <p>(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。</p> <p>(12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するものをいう。</p> <p>(13) 「地上設置広告物」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</p> <p>(14) 「仮設広告物」とは、表示期間が90日を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。</p>	—	
	下記の各項目に共通す	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。	—
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限る。	—
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。	—

る 事 項	照明	<p>(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しない。</p> <p>(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。</p> <p>(4) 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気を出すため、色温度3,000ケルビン以下(切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。)とすることを推奨する。</p>	—
	色彩・文字のデザイン	<p>広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫する。</p>	—

		<p>色彩</p> <p>(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しない。</p> <p>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努める。</p> <p>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。</p> <p>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下</p> <p>エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下</p> <p>カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</p> <p>(4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。</p>	—
--	--	--	---

	文字	<p>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努める。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できる。</p> <p>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できる。</p> <p>(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できる。</p> <p>(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しない。</p>	—
壁面看板・壁面広告幕	<p>(1) 壁面看板は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならない。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する建築物の壁面の接地範囲の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する建築物の壁面の接地範囲以外の部分の面積の5</p>	<p>(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の上部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。ただし、共同住宅における居</p>	—

	<p>パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合又は縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。</p> <p>(6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。</p>	<p>住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1m以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メート</p>	
--	---	--	--

		ル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。	
枠付懸垂幕等	(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を180日以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しない。 (2) 枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2箇所以内とする。	枠付懸垂幕等は、設置しない	—
窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とする。 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とする。ただし、仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とする。 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若	—

	<p>けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。 なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算することができる。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>	<p>しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができる。</p> <p>(4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</p>	
屋上広告物	<p>(1) 建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。ただし、建築物と一体的なデザインとし、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、1の建築物あたり1箇所のみ設置することができる。</p> <p>(2) 建築物の上部を利用する広告物を掲出する工作物は、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分又は棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を除いた建築物の上部から換算した縦の長さを8.5メートル以下とする。</p>	建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。	—
袖看板	<p>(1) 接地範囲以外の位置には設置しない。</p> <p>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とする。</p> <p>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とする。</p>		—
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。		—

	置看板、立看板及び広告旗	<p>(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とする。</p> <p>(2) 広告旗は、設置しないこと。ただし、表示面が、縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下のものを、表示期間が6月以内で、行事又は催物類の用に供する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 立看板は、設置しない。</p>	置看板、立看板及び広告旗は、設置しない。	—
	地上設置広告物	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の主要な入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下（表示の内容が自動車等の誘導案内を主たる目的としているものについては、縦の長さ10メートル以下、横の長さ2.5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下）とする。</p> <p>(2) 主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。ただし、敷地の入口付近に設置する、表示の内容が自動車等の誘導案内を主たる目的とし、縦の長さ10メートル以下、横の長さ2.5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下ものについては、1敷地に1箇所までの設置とする。</p>	<p>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とする。</p> <p>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。</p>	—
	映像	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範	—

<p>装置</p>	<p>接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1ヶ所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1ヶ所）までとする。ただし、当該広告物を設置しようとする壁面に、壁面看板（建築物の名称又はテナントの名称を切り文字で表示する場合を除く。）壁面広告幕、窓面広告物、窓裏広告物、袖看板及びバナーフラッグを設置しない場合は、音声と連動させないものに限る。接地範囲以外に1の建築物当たり1ヶ所まで設置できる。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり5平方メートル以下とする。ただし、前号ただし書に規定する広告物については、15平方メートル以下とする。</p>	<p>囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとする。</p> <p>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とする。</p>	
<p>適用除外の条件</p>	<p>(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p> <p>ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合</p> <p>イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</p> <p>ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</p> <p>オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</p> <p>カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</p> <p>キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>ク その他市長が認める場合</p> <p>(2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。</p>	<p>—</p>	